



成 30 年 7 月 25 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

本年 10 月より

小学四年生から六年生の保護者の 所得制限をなくし、こども医療費 助成制度の対象者を拡大します

市では、子どもを養育している方に対し、お子さんにかかる「こども医療費助成制度」の対象者枠を、本年10月から次のとおり拡大変更します。

「こども医療費助成制度」とは、育児をされている方の経済的な負担を軽減するために、対象となるお子さんの病気やケガなどで医療機関を受診した際、医療保険の自己負担分や入院時の食事療養標準負担額を市で助成する制度です。

本制度の拡大により、くにたちの子どもたちと保護者の方々に、今以上に安心して国立市で暮らしていただけるためのまちづくりをめざします。

このことを、子育てをされている市内外の皆さまに広く周知したく、ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

記

現行

0歳から小学三年生を修了するまでの児童⇒所得制限なし

10月1日(月)より

0歳から小学六年生を修了するまでの児童⇒所得制限なし

■助成対象 入院(食事代も含む)、調剤については無料。
通院については、1回の自己負担の上限が200円となります。

※中学一年生から三年生までは、現行どおり所得制限があります。

※すでにマル子・マル親の医療証の交付を受けている場合や、生活保護・心身障害者医療費助成制度など、他の制度によって医療費の助成を受けている児童は、対象となりません。

問い合わせ

国立市子ども家庭部

子育て支援課子育て支援係

TEL : 042-576-2111 (内線157)